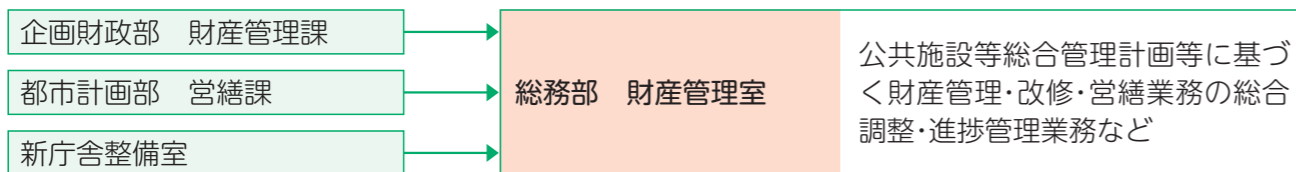


## 市役所の組織が一部変わります

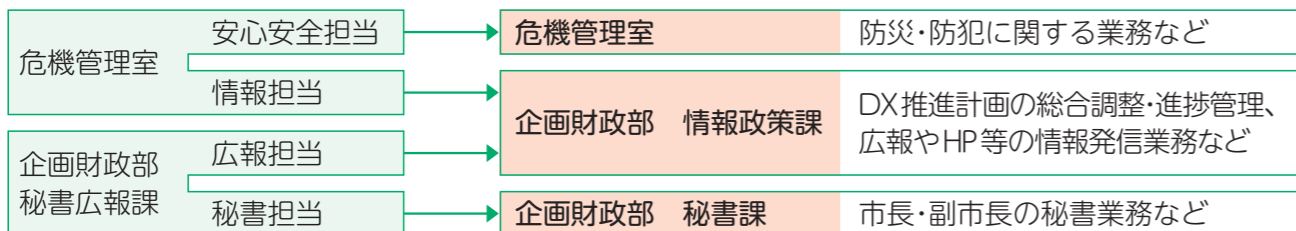
☎ 政策企画課 ☎ 892-0121

4/1(金)から市役所の一部組織の見直しを行います。

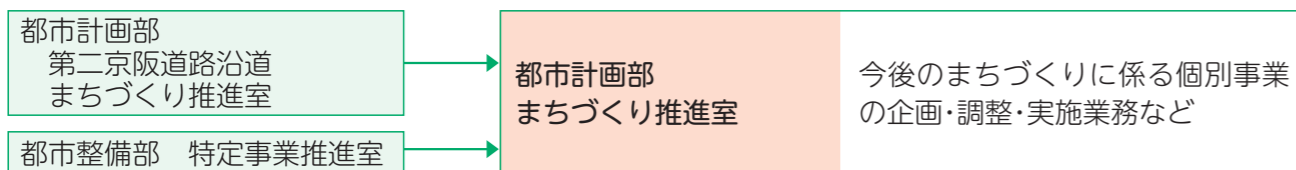
### 公共施設の老朽化対策等に係る業務分担の整理



### 行政DX、情報発信等に係る業務分担の整理



### まちづくりに係る組織の整理



## 防災に関するお知らせ

☎ 危機管理室 ☎ 892-0121

### 指定避難所・指定緊急避難場所の変更

令和4年4月から施設一体型小中一貫校の建設に係る工事が始まるため、交野小学校が指定避難所および指定緊急避難場所として利用できなくなります。そのため、建設工事終了までの当面の間、下記のとおり対応します。

- ・指定避難所:既に指定避難所となっている、いきいきランド交野で対応
- ・指定緊急避難場所:いきいきランド交野を新たに指定緊急避難場所に指定し対応

### 土砂災害特別警戒区域の変更

森南3丁目の土砂災害特別警戒区域が一部変更となりました。

- ・溪流名称等:天野川右一(天野川支川第四支沢) D23010160
- ・概要:森南3丁目の土砂災害特別警戒区域の範囲が縮小しました。 ※土砂災害警戒区域は変更なし。
- ※詳細は市ホームページまたは府ホームページをご覧ください。

### 新たな洪水浸水想定

府から、たち川(傍示川下流)の洪水浸水想定区域が公表されました。

- ・河川名称:たち川
- ・概要:星田5丁目21～28の一部がたち川の洪水浸水想定区域の範囲に含まれました。
- ※詳細は市ホームページ、府ホームページをご覧ください。

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

☎ 下記問い合わせ先

### 令和4・5年度の保険料算定料率が決定しました

年間保険料 (限度額66万円)	=	均等割額 被保険者1人当たり 5万4,461円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額(※) ×所得割率11.12%
--------------------	---	-------------------------------	---	--

※前年の総所得金額や山林所得金額、他の所得と区分して計算される所得金額(分離課税として申告された株式の譲渡所得や配当所得・土地等の譲渡所得など)の合計額から基礎控除43万円を控除した額です。雑損失の繰り越し控除分は控除しません。

### 世帯の所得水準に応じて、保険料の均等割額が軽減されます

所得の判定区分 (同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額)	均等割の軽減割合	軽減後の保険料額 (年額)
【基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数 <sup>(注)</sup> -1)】を超えないとき	7割	1万6,338円
【基礎控除額(43万円)+28万5千円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数 <sup>(注)</sup> -1)】を超えないとき	5割	2万7,230円
【基礎控除額(43万円)+52万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数 <sup>(注)</sup> -1)】を超えないとき	2割	4万3,568円

(注)「給与所得者等」に該当する条件【次の(ア)～(ウ)のいずれか】

- (ア)給与等の収入金額が55万円を超える場合
- (イ)65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える場合
- (ウ)65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える場合

※上記総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上規定は適用されません。  
※世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。

### 保険料通知・納入通知書(一体型通知書)の送付時期

7月中旬に送付予定です。7月以降に被保険者となった人には、8月以降に順次通知書を送付します。

### 後期高齢者医療保険(75歳以上の方等)の医療費窓口負担割合が変わります

10月から、住民税課税所得が28万円以上で一定以上の所得の人(例:被保険者が1人の場合は、年金収入とその他の合計所得金額の合計額が200万円以上、2人以上の場合、同合計額が320万円以上)は、現役並み所得者(3割負担)を除き2割負担となります。

#### 2割負担になる人への負担抑制の配慮措置

10月から3年間は、1か月の外来医療の窓口負担増加額を3,000円までに抑えます(入院医療費は対象外)。配慮措置の適用で払い戻しとなる人は、高額療養費として事前に登録されている口座へ後日払い戻します(口座が登録されていない人は、9月下旬に広域連合から登録申請書を郵送予定)。

#### 制度に関する問い合わせ

大阪府後期高齢者医療広域連合

▷保険料・窓口負担割合=資格管理課☎06-4790-2028 ▷配慮措置=給付課☎06-4790-2031  
医療保険課 後期高齢者医療保険担当☎892-0121